10・15東京「君が代」裁判・一次訴訟控訴審・最終弁論（結審）傍聴者の声を送ります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【2010・10・15】（転送大歓迎）

**憲法の理念・「民主主義・人権・平和」の実現をめざして！**

本日の証人尋問：浦部　法穂神戸大学名誉教授（憲法学）
原告最終意見陳述：蒲生　正久（八丈高定）・山口　俊典（農業全）…（勤務先は処分時）
弁護士意見陳述：雪竹　奈緒・青木　護・平松　真二郎・白井　劍・澤藤　統一郎弁護士

＊「今日の浦部さんの証言は良かった。『そうだ、その通りだよ。』という感じで聞いていました。

今までの証言で、一番すっきりしたものになっていたと思います。『人権と強制』の問題、

生徒に多様な価値観を示すことが教育という点など、とても明快に証言されたと思います。

とすれば、学習指導要領（の特に『日の丸』「君が代」に関する事項）が憲法違反であるという

ことを主張してもいいはずだと、改めて確信しました。
＊白井弁護士、澤藤弁護士さんには『石原右翼都政』に追及していただき、まことにありがとう

ございました。」（Ｋ・Ｓ　原告）

＊「浦部教授の証言は本当に胸がスッキリする明快な内容でした。音楽教員としては、特に歌

や演奏は、単に体を動かすことではない、心の発露なのだということを、はっきり言っていただ

いて、本当に法律家の人にもこんなふうにわかって貰えるのだと嬉しいことでした。都側の細田

代理人の『嫌いな歌』に対する質問も、むしろ効果的だったように思いました。もう一点、『推知

行為の禁止』を重要な点として述べていらして、それは憲法に保障された思想良心の自由の

説明を教員に禁じる都教委の行動に対しても、当てはめられるかと思いました。思想良心の

自由を生徒に教えることは、『不起立をあおることだ』と言うかのような、『推知』が働いている

意味で。」（Ｍ・Ｉ　原告）

＊「『１０・２３通達』が生徒を強制している実態、

○着席した生徒に直接手をかけて立たせようとした管理職。

○その着席した生徒を呼び出して不起立の理由を問い糾した管理職。
○卒業式の前日に、『どうしても立って歌えない』と校長に伝えに来た保護者と生徒。

○開式にわざと遅れて入ってきた外国籍の生徒。

・・・苦しめられている生徒が沢山いることを、今日の法廷で改めて知った。」（Ｋ・Ｈ　原告）

＊「原告・弁護団の皆様ご苦労さまでした。粘り強いたたかいに頭が下がります。

まず、長期戦になるであろうとは思っていましたが、すごいことです。

私の『自由青山高校同窓有志の会』メンバーの通信も２００号になっています。

本日も陳述の中にありましたが、国際的に見て異様です。在外メンバーのメールには当初から、

東京都、石原都教委の異常さが指摘されていました。更なる支援を続けてまいります。」

（Ｍ・Ｔ　市民）

＊「八丈高の教頭だったＪ・Ｈ氏は都高教組の執行委員の時、在日韓国・朝鮮人生徒の人権尊重

教育を担当し、『日の丸・君が代強制で処分が出たら救済する』と公言していた人物だが、

自分の意志で不起立をした生徒たちの体を揺さぶり起こそうとした―という話を聞き、人間は出世

により、節を曲げることが少なくないと、情けなくなった。しかし闘う教員お二人の証言は重み

があった。」（Ａ・Ｎ　予防原告）

＜ヒゲメモ＞
不当な一審判決を受け、２００９・４・７控訴日から、一年半、本日結審を迎えました。
判決は来春の２月～３月になろうかと思います。勝っても負けても最高裁に持ち込まれます。

「民主主義・人権・平和」の「日本国憲法」と「人格の完成」を目指す「４７年教育基本法」を目の敵

にする特異な考えの石原知事の教育破戒はますます凶暴化し、全国にも波及しています。

その出発点である異常な「１０・２３通達」を法廷で打ち破り、再び明るい笑顔一杯の教育現場を取り

戻すためにも絶対に負けるわけにはいきません。
毎回、長い傍聴者の声を送らせていただいています。一人でも周りの方に広げてくださり、

法廷闘争と運動を連動させて、今後とも粘り強く、あきらめず、ひるまず勝利目指して踏ん張り続けます。

今後ともご支援よろしくお願いします。

　（原告・代理人２８名。傍聴志望者１３０名。入れなかった方は申し訳ありません。心から感謝。　星野）